

広島県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年五月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和六年五月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

小河内都志見線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
		新	旧				
山県郡北広島町大字吉木字沖河内二二八四番地地先から 山県郡北広島町大字吉木字夏焼二三四五番地地先まで		新	旧	一〇・四〇 二四・三〇	九・七〇 四・〇〇	五四・二〇	拡張 県道七曲千代田線と重複

一 道路の種類

県道

二 路線名

七曲千代田線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
		新	旧				
山県郡北広島町大字吉木字沖河内二三四五番地地先から 山県郡北広島町大字吉木字沖河内二二七〇番地地先まで		新	旧	一〇・四〇 二四・三〇	九・七〇 四・〇〇	五四・二〇	拡張 県道小河内都志見線と重複